

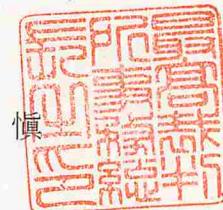
最高裁秘書第1842号

令和3年6月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月19日付け（同月21日受付、第030208号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和46年11月5日付け最高裁民二第1073号民事局長通知「離婚にともなう財産分与の申立手数料について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

離婚にともなう財産分与の申立手数料について

昭和46年11月5日民二第1073号高等裁判  
所長官、地方裁判所長（旭川を除く）あて民事局  
長通知

標記に關し、旭川地方裁判所長から別紙一の照会があり、別紙二のとおり回答しました  
から、参考までにお知らせします。

（別紙一）

昭和四六年一〇月二一日旭地裁民訟第一八一号民事局長あて旭川地方裁判所長照会  
人事訴訟手続法第一五条の規定による離婚にともなう財産分与の申立手数料は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四六年法律第四〇号）第三条別表第一の一五項に準じて同表下欄の手数料三〇〇円を納付すべきものと考えますが、いささか疑義がありますので何分のご回答を願います。

（別紙二）

昭和四六年一一月五日民二第一〇七二号旭川地方裁判所長あて民事局長回答  
標記については、貴見のとおり考えます。